		日号外	ページ
二	○財務省、農林水産省、経済産業省 日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件	二九63	四二七
三	株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件の一部を改正する件	二九63	四二一
一	○財務省、経済産業省 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件	二九63	四二三
二	○国税庁 消費税法施行令第十八条第七項に規定する国税庁長官が定める方法及び消費税法施行規則第六条の二第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件	一	六
三	租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第五項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式を定める件	一	六
四	租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第二項第一号八の規定に基づき、国税庁長官が指定する方法を定める件の一部を改正する件	一	七
五	国税通則法第三十四条の四第四項及び同法第三十四条の七第一項の規定に基づき、同法第三十四条の四第一項に規定する納付受託者を指定する件の一部を改正する件	一九	二
六	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件	二九特5	八〇
七	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項第三号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件	二九特5	八二
八	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項第三号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件	二九特5	八二
九	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項、法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則第八条第六項並びに消費税法施行規則第二十三条の二第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件	二九特5	八三
一〇	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第四項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件	二九特5	八三
一一	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件の一部を改正する件	二九特5	八四
一二	国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件	二九特5	八四
一三	○文部科学省 特殊胚の取扱いに関する指針の全部を改正する件	一39	八一
一四	補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件	四40	四九
一五	強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	七43	一
一六	平成三十一年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教科書の定価を認可した件	八44	一四七
一七	専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件	一一	四
一八	専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件	一一	四
一九	平成三十一年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件	一四	四
二〇	スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を定める件	一四48	五
二一	平成三十一年度における教科書展示会の開始時期及び期間を指示する件	一五	六
二二	専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条の規定により専修学校の専門課程を認定した件	一五49	三五
二三	職業実践専門課程の名称に変更があった件	一五49	三六
二四	専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第三条の規定により職業実践専門課程としての認定を取り消した件	一五49	三七
二五	大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程第三条の規定による大学等の認定の課程の名称を変更した件	二六	四
二六	大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程第五条の規定による大学等の課程の認定を取り消した件	二六	五
二七	有形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件	二八	四
二八	有形の民俗文化財を登録有形民俗文化財に登録する件	二八	四
二九	登録有形民俗文化財の登録を抹消した件	二八	五